十　初期利子　平成二十六年五月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

額面金額×$\frac{0.10}{100}$×$\frac{1}{2}$

十一　第二期以後の利子　毎年五月十五日及び十一月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十二　償還期限　平成二十八年十一月十五日

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　払込期日　平成二十五年十一月十五日

十五　払込場所　日本銀行の本店又は支店

十六　中途換金の取扱い　中途換金の買取りは、平成二十六年十一月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十六年十一月十五日から平成二十七年五月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$×2－受入経過利子に相当する金額）

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

額面金額×$\frac{0.10}{100}$×$\frac{\text{初期利子支払期の6ヵ月前の日から発行日までの日数}}{365}$

㈡　平成二十七年五月十五日以後の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$×2

十七　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十六年十一月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十六年五月十五日から平成二十六年十一月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

㈡　平成二十六年五月十五日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

十八　元利金支払場所　日本銀行

## ○厚生労働省告示第三百六十九号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項第一号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定める。

平成二十五年十二月十日　　厚生労働大臣　田村　憲久

新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次の表の上欄及び中欄に掲げる事業の種類及び事業の種類の細目に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる対象業務に従事する者であって、法第十八条第一項に規定する基本的対処方針で定める法第二十八条第一項第一号の規定による予防接種の対象者であることとする。

| 事業の種類 | 事業の種類の細目 | 対象業務 |
|---|---|---|
| 重大かつ緊急の生命保護に関する医療の提供（以下「重大緊急医療提供」という。）を行う事業 | 法第三十一条第一項に規定する患者等に対する医療の提供（以下「新型インフルエンザ等医療提供」という。）を行う事業 | 病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーションにおいて新型インフルエンザ等医療提供に係る業務 | 医師、看護師、薬剤師又は窓口事務職員等が行う新型インフルエンザ等医療提供に係る業務 |
| | | 国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、社会保険病院、社会福祉法人恩賜財団済生会、社会福祉法人日本赤十字社、厚生労働大臣の定める病院、公立病院、社会福祉法人北海道社会事業協会、社会福祉法人厚生農業協同組合連合会、大学附属病院、災害拠点病院、救命救急センター、地域医療支援病院、救急医療を提供する病院、救急病院若しくは診療所若しくは助産所又は診療所若しくは歯科診療所、救急医療を提供する病院若しくは診療所若しくは歯科診療所又は重大緊急医療提供を行う事業 | 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、義肢装具士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士又は管理栄養士が行う重大緊急医療提供に係る業務 |